

株 主 各 位

大阪府中央区大手通三丁目1番12号

古林紙工株式会社

代表取締役会長兼社長 古 林 敬 碩

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差しつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府中央区大手通三丁目1番12号

当社本店会議室

（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第87期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furubayashi-shiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が見られましたが、英国のEU離脱問題や米国の新政権による経済政策の不確実性の影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ一体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」の造り込みを進めてまいりました。

その結果、売上高は163億9百万円(対前期比1.4%減)、営業利益は5億6千7百万円(対前期比12.9%増)、経常利益は5億4千3百万円(対前期比23.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3億5千1百万円(対前期比22.7%増)となりました。

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

##### <印刷紙器部門>

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹼洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、当期の売上高は149億7千8百万円となりました。これは、前期比1.5%減であります。

##### <プラスチック包材部門>

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は12億4千3百万円となりました。これは、前期比0.3%増であります。

##### <その他の部門>

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は8千7百万円であります。

#### (2) 資金調達等についての状況

##### ① 資金調達

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

##### ② 設備投資

当連結会計年度中の設備投資は4億円余で、その主なものは、印刷紙器製造設備であります。

### (3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                     | 第 84 期<br>平成25. 4. 1～<br>平成26. 3. 31 | 第 85 期<br>平成26. 4. 1～<br>平成27. 3. 31 | 第 86 期<br>平成27. 4. 1～<br>平成28. 3. 31 | 第 87 期<br>平成28. 4. 1～<br>平成29. 3. 31 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高                   | 17,051,329                           | 16,768,782                           | 16,547,905                           | 16,308,848                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 245,756                              | 137,390                              | 285,725                              | 350,711                              |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益  | 16円61銭                               | 10円19銭                               | 24円53銭                               | 31円98銭                               |
| 総 資 産                   | 15,849,255                           | 17,610,778                           | 17,182,245                           | 16,896,374                           |
| 純 資 産                   | 6,471,893                            | 7,845,533                            | 7,710,821                            | 7,818,757                            |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 市場と営業活動

当社グループが関わる市場は、狭く浅いものとなっております。これは、社会動向等への関心の薄さが、マーケット知識の不足に結びついた結果であると認識しております。

これらの課題を克服するため、今後関わるべきターゲット市場を明確化するとともに、行動計画をベースにした活動を目指してまいります。

営業活動では、顧客情報を遅滞なく収集し、顧客が目指す次の未来にターゲットを絞るとともにコンペティターの動向を把握し、当社グループの製造キャパシティーや工程能力レベルの向上に磨きをかける生産活動につなげてまいります。

#### ② 顧客要求事項と設備と生産技術と製造技術

営業はお客様の意思を聴取し、正確に関連部署に伝え、購買・生産部門は決められた生産工程プロセスに沿って、お客様と締結した品質契約と個別契約の要求基準を満たす製品を生産し、確実な納品を徹底します。

すべての印刷方式、すべてのダイカット方式、すべての箔押、コーターやエンボス技術、あらゆるフィニッシュ工程と品質保証の分野、職場環境の従業員満足度をベースにしながら、二酸化炭素や有機溶剤の撲滅を目指してまいります。

当社グループ内の現有設備を積極的に活用すべく、遊休設備の本来の仕様・能力に加え自ら改良・改善を施し、設備資源の最大活用を進めてまいります。

### ③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループはコンプライアンスの徹底を最重要課題と位置づけており、実行性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築していきます。経営監視機能としては独立性の高い社外監査役2名と独立性の高い社外取締役2名を独立役員として選任しております。

### ④ 人財（人材）の育成

事業の継続的発展には人財の確保と成長が課題であり、めまぐるしく変化する企業を取り巻く環境に対し、「変化対応力」を備えた次世代経営幹部を育成し、いかなる状況にも対応出来る経営基盤を築いてまいります。

また、働き方改革を推進するため、人材活性化マニュアルの抜本的見直しを実施し、社員のモチベーションを高めるとともに、ひいては生産性向上、収益力向上を目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容

|          |                                          |
|----------|------------------------------------------|
| 印刷紙器     | 商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売                    |
| プラスチック包材 | 樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売 |
| その他      | 包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売                    |

## (6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

### ① 当社の主要な事業所

|       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| イ 本社  | 大阪市                                       |
| ロ 営業所 | 東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）  |
| ハ 工場  | 戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市） |

### ② 子会社

複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナ株式会社（茨城県猿島郡）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林紙工（上海）有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）

### ③ 使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 634名    | 10名増        |

## (7) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金           | 出 資 比 率    | 主 要 な 事 業 内 容  |
|---------------------------------|-----------------|------------|----------------|
| 複 合 工 業 株 式 会 社                 | 千円<br>75,000    | %<br>100.0 | 印刷、加工紙の製造・販売   |
| ライニングコンテナ株式会社                   | 千円<br>300,000   | 100.0      | 合成樹脂製品関連の製造・販売 |
| 台 湾 古 林 股 份 有 限 公 司             | 千台湾ドル<br>20,000 | 80.0       | 印刷紙器関連の製造・販売   |
| 上 海 古 林 国 際 印 務 有 限 公 司         | 千人民元<br>58,050  | 60.0       | 印刷紙器関連の製造・販売   |
| 古 林 紙 工 ( 上 海 ) 有 限 公 司         | 千人民元<br>76,873  | 70.0       | 印刷紙器関連の製造・販売   |
| 古 林 包 装 材 料 製 造 ( 上 海 ) 有 限 公 司 | 千人民元<br>2,070   | 100.0      | 印刷紙器関連の製造・販売   |

## (8) 主要な借入先

(単位：千円)

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,062,500 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 643,750   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 605,000   |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 60,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 17,768,203株 |
| (3) 株主数        | 1,475名      |
| (4) 大株主（上位11名） |             |

| 株 主 名                   | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-------|---------|
|                         | 千株    | %       |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 600   | 5.60    |
| 古 林 昭 子                 | 497   | 4.64    |
| レ ン ゴ ー 株 式 会 社         | 420   | 3.92    |
| 古 林 敬 碩                 | 334   | 3.12    |
| 丸 三 証 券 株 式 会 社         | 257   | 2.40    |
| 古 林 楯 夫                 | 250   | 2.33    |
| 日 本 紙 通 商 株 式 会 社       | 209   | 1.95    |
| 古 林 紙 工 社 員 持 株 会       | 201   | 1.88    |
| 新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社 | 192   | 1.79    |
| 株 式 会 社 日 阪 製 作 所       | 191   | 1.78    |
| 昭 和 化 学 工 業 株 式 会 社     | 191   | 1.78    |

(注) 1. 当社は、自己株式（7,046,116株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（7,046,116株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第1回新株予約権                                                                                                         | 第2回新株予約権                                                                                                                                                       |
|------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                     | 平成27年6月26日                                                                                                       | 平成27年6月26日                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の数                |                     | 180個                                                                                                             | 157個                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 180,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                                              | 普通株式 157,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                                                                                            |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                              | 新株予約権1個当たり166,000円                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり205,000円<br>(1株当たり 205円)                                                                               | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                                                                                                |
| 権利行使期間                 |                     | 平成29年7月18日から<br>平成32年7月17日まで                                                                                     | 平成27年7月18日から<br>平成37年7月17日まで                                                                                                                                   |
| 行使の条件                  |                     | (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および執行役員等従業員の地位にあることを要するものとする。<br>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 | (1) 新株予約権者は、下記(2)の場合を除き、新株予約権の割当日の翌日から3年間の期間は新株予約権を行使できないものとする。<br>(2) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した場合に限り、(1)の規定にかかわらず、地位喪失の日の翌日から上記新株予約権の行使期間の満了日まで新株予約権を行使できるものとする。 |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 180個                                                                                                     | 新株予約権の数 157個                                                                                                                                                   |
|                        |                     | 目的となる株式数 180,000株                                                                                                | 目的となる株式数 157,000株                                                                                                                                              |
|                        |                     | 保有者数 6名                                                                                                          | 保有者数 6名                                                                                                                                                        |
|                        | 社外取締役               | 新株予約権の数 一個                                                                                                       | 新株予約権の数 一個                                                                                                                                                     |
|                        |                     | 目的となる株式数 一株                                                                                                      | 目的となる株式数 一株                                                                                                                                                    |
|                        |                     | 保有者数 一名                                                                                                          | 保有者数 一名                                                                                                                                                        |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個                                                                                                       | 新株予約権の数 一個                                                                                                                                                     |
|                        |                     | 目的となる株式数 一株                                                                                                      | 目的となる株式数 一株                                                                                                                                                    |
|                        |                     | 保有者数 一名                                                                                                          | 保有者数 一名                                                                                                                                                        |

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位                                   | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                     |
|---------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>会 長 兼 社 長<br>社 長 執 行 役 員 | 古 林 敬 碩 | 複合工業株式会社代表取締役<br>ライニングコンテナ株式会社代表取締役<br>台湾古林股份有限公司董事長<br>上海古林国際印務有限公司董事長<br>古林紙工（上海）有限公司董事長<br>古林包装材料製造（上海）有限公司董事長 |
| 取 締 役<br>副 社 長 執 行 役 員                | 古 林 雅 敬 | 営業本部長 兼 開発本部長 兼 MD部長 兼 設計計画部長                                                                                     |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員                  | 宮 崎 明 雄 | 統括管理本部長 経理・総務・情報システム担当                                                                                            |
| 取 締 役<br>執 行 役 員                      | 宮 崎 正 之 | 購買本部長                                                                                                             |
| 取 締 役<br>執 行 役 員                      | 桑 田 哲 夫 | 生産本部長                                                                                                             |
| 取 締 役                                 | 古 林 能 敬 | 内部監査担当<br>弁護士                                                                                                     |
| 取 締 役                                 | 土堤内 清 嗣 | アーバンライフ株式会社 社外監査役                                                                                                 |
| 取 締 役                                 | 中 西 克 誠 |                                                                                                                   |
| 監 査 役（常勤）                             | 佐々木 啓 之 |                                                                                                                   |
| 監 査 役                                 | 吉 村 勲   | 公認会計士<br>大阪有機化学工業株式会社 社外監査役                                                                                       |
| 監 査 役                                 | 鈴 木 節 男 | 弁護士                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役 土堤内清嗣および取締役 中西克誠の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 吉村勲および監査役 鈴木節男の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 土堤内清嗣および中西克誠、監査役 吉村勲および鈴木節男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 吉村勲氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有されております。
5. 監査役 鈴木節男氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有されております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額               |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2名)  | 115,689千円<br>(6,000千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 8,100千円<br>(5,100千円)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(4名) | 123,789千円<br>(11,100千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役6名に対するストック・オプションとして付与した新株予約権に係る株式報酬費用2,064千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役土堤内清嗣氏は、アーバンライフ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉村勲氏は、大阪有機化学工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                               |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 土堤内 清 嗣 | 当事業年度に開催された15回の取締役会すべてに出席し、11回の経営戦略会議すべてに出席し、発言は都度行われ、主として当社の日常業務遂行面にかかる指摘等、適切な意見表明がありました。                                                |
| 取 締 役 | 中 西 克 誠 | 当事業年度に開催された15回の取締役会すべてに出席し、11回の経営戦略会議すべてに出席し、発言は都度行われ、主として当社の日常業務遂行面にかかる指摘等、適切な意見表明がありました。                                                |
| 監 査 役 | 吉 村 勲   | 当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回に出席し、11回の経営戦略会議のうち10回に出席し、7回の監査役会すべてに出席し、発言は都度行われ、長年に亘り公認会計士業務を担ってきた専門的見地から、主として当社の財務および会計に関する指摘等、適切な意見表明がありました。 |
| 監 査 役 | 鈴 木 節 男 | 当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回に出席し、11回の経営戦略会議のうち10回に出席し、7回の監査役会すべてに出席し、発言は都度行われ、弁護士業務を担ってきた専門的見地から、主として当社のコーポレート・ガバナンスに関する指摘等、適切な意見表明がありました。   |

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 ネクサス監査法人

- (2) 報酬等の額

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
|                                      | 支 払 額    |
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 22,800千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社3社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、以下のとおりであります。

#### (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、当社およびグループ会社の取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。
- ② 当社の取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、当社の総務部長をその責任者とする。
- ③ 当社およびグループ会社における法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。
- ④ 当社およびグループ会社では、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

#### (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

#### (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社およびグループ会社の損失の危険を管理するため、当社の取締役会の下に委員会としてISO（品質・環境）実施委員会やJ-SOX推進委員会等を置き、当社の代表取締役社長を委員長とする。
- ② 当社およびグループ会社では、各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。
- ③ 当社およびグループ会社の各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。当社およびグループ会社の各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

(4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社およびグループ会社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ② 当社およびグループ会社の経営方針および経営戦略に係る策定・承認・執行報告については、経営戦略会議において議論を行い、相互牽制を行う。
- ③ 当社およびグループ会社では、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めたコンプライアンス・マニュアルは当社およびグループ全体を対象として作成されており、これに従いグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 当社およびグループ会社においては業務の適正を確保するべく、品質マネジメントシステム監査、環境マネジメントシステム監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。
- ③ グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助する使用人を求めた場合、監査役室に必要な人員を配置する。
- ② 前号の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、総務担当取締役その他関係部署の意見も考慮して決定する。
- ③ 任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

②前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。

(8)当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社およびグループ会社の取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役に報告する。

③当社は当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社およびグループ会社の取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。

②当社およびグループ会社の代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- (1) 当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況
  - ・コンプライアンス・マニュアルに基づき、平素より当社およびグループ会社の取締役および使用人に周知徹底を図っております。
  - ・3か月ごとにコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況を確認しております。
  - ・法令上疑義のある行為について、内部通報規程に基づき、社内については事務所コンプライアンス担当者またはコンプライアンス事務局、社外については久保井総合法律事務所で通報を受け、対応できる体制をとっております。
- (2) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況
  - ・情報管理規定や文書管理規定等に基づき、適切に保管・管理しております。
- (3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制の運用状況
  - ・ISOやJ-SOXの中で規定を設け、それに則って管理をしております。
  - ・損失の危険に対しては、月1回開催する執行役員会で適宜報告、議論を行っております。
- (4) 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
  - ・取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、業務の進捗について議論するとともに、経営に関する重要事項について審議し決定しております。
  - ・経営戦略会議を月1回開催し、経営方針および経営戦略に係る事項について議論し、策定・承認を行い、また執行報告を受け相互牽制を行っております。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制の運用状況
  - ・内部監査室が内部監査を計画的に実施し、その結果を取締役会に報告しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況
  - ・現在は監査役の求めに応じ、直接指示された使用人が監査役の職務を補助しております。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況
  - ・監査役の職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従っております。

- (8) 当社およびグループ会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制および報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役会の定めるところに従って、随時報告を行っております。
  - ・ 報告した者への取扱いは、内部通報規定の中で規定し、通報したことを理由とした報復行為から保護しております。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
- ・ 監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理しております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
- ・ 監査役は、取締役会をはじめとした重要な経営会議に参加し、必要があるときは意見を述べております。
  - ・ 監査役は、内部監査室と随時連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務を遂行しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年6月27日開催の第84回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を更新しておりますが、その有効期限は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

### II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期的な経営改善の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

## 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み

### (1) 当社の経営の基本方針

当社は「私たちは、包装を通じて社会に奉仕します。優秀な製品・確実な納品・適正な価格」の社是の下で、各界を代表するお客様にご愛顧を賜りながら創業の昭和9年から今日まで発展し続けています。洗剤、菓子、食品、日用品といった生活物資について、店頭での顔となるパッケージの製造・販売を主力事業としています。包装業界の中では初めて印刷・打抜・貼りの一貫加工を開始し、昭和30年代には、日本初の自動打抜機の導入に続き、印刷と打抜を1台で加工できるグラビア輪転印刷打抜機「ボブストチャンプレン」を導入し、紙器分野で規格大量生産の礎を築きました。板紙紙器の先進地域であるヨーロッパを中心に、今日も継続して、先進的な技術情報の取得と活用につとめております。この外にも、日本初の革新的な各種設備機器の開発・導入により、特殊印刷業界という全く新しい業界分野を開拓してまいりました。容器の業界におきましても、PET樹脂の食品容器への活用をはじめ、今日も、素材およびその用途開発における開拓者として事業を展開しております。

海外展開に関しましては昭和63年の台湾を皮切りに、平成4年以降、上海に3社を展開しております。洗剤カートン、薬品カートン、牛乳カートン等の受注・製造を中心に、経済発展目覚ましいアジア地域で事業を展開しております。国内では、大阪、横浜、兵庫の主力3工場におきまして、平成8年から11年の間に、各工場でT P M（日本プラントメンテナンス協会が提唱する改善活動で“災害ゼロ・不良ゼロ・故障ゼロ”などあらゆるロスを未然防止する仕組み）に取組み優秀賞を受賞しております。これはバブル崩壊以降低迷してきた国内市場にコストダウンで打撃つ行動変革に取り組んだ所産です。同じく平成11年にはI S O 9 0 0 1を認証取得し、その後も継続して、お客様満足の最大化に向けた経営の仕組みづくりとその改善に取り組んでおります。また、環境問題に関しまして、当社が使用する主原料は古紙をリサイクルした白板紙である上に、加工設備の改造または新規導入時にはC O<sub>2</sub>排出量の削減を考慮した環境対応を進めており、平成16年にはI S O 1 4 0 0 1を認証取得いたしました。これは、社内で発生する環境負荷のみならず、当社が提供する商品自体が持つ環境負荷の低減に関しまして、環境対応型パッケージとして紙器構造の省資源化提案等を通じて取り組んできた活動の結果です。

昭和37年に大証2部に上場し、平成25年7月16日の現物市場統合により、東証2部に移行しております。昭和44年、前述の社是を制定しました。これを実践するべくお客様のニーズを汲み取り何処にも出来ないようなものを開発し、お約束したことは必ず守るという信念で事業活動に取り組んでおります。単に利益を求めるのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、先進的な取組みにより包装分野を開拓し続け消費文化に貢献する事業会社として今後も邁進してまいります。

## (2) 中長期的な企業価値向上のための取組み

### ア. 市場と営業活動

当社グループが関わる市場は、狭く浅いものとなっております。これは、社会動向等への関心の薄さが、マーケット知識の不足に結びついた結果であると認識しております。

これらの課題を克服するため、今後関わるべきターゲット市場を明確化するとともに、行動計画をベースにした活動を目指してまいります。

営業活動では、顧客情報を遅滞なく収集し、顧客が目指す次の未来にターゲットを絞るとともにコンペティターの動向を把握し、当社グループの製造キャパシティーや工程能力レベルの向上に磨きをかける生産活動につなげてまいります。

### イ. 顧客要求事項と設備と生産技術と製造技術

営業はお客様の意思を聴取し、正確に関連部署に伝え、購買・生産部門は決められた生産工程プロセスに沿って、お客様と締結した品質契約と個別契約の要求基準を満たす製品を生産し、確実な納品を徹底します。

すべての印刷方式、すべてのダイカット方式、すべての箔押、コーターやエンボス技術、あらゆるフィニッシュ工程と品質保証の分野、職場環境の従業員満足度をベースにしながら、二酸化炭素や有機溶剤の撲滅を目指してまいります。

当社グループ内の現有設備を積極的に活用すべく、遊休設備の本来の仕様・能力に加え自ら改良・改善を施し、設備資源の最大活用を進めてまいります。

### ウ. コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループはコンプライアンスの徹底を最重要課題と位置づけており、実行性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築していきます。経営監視機能としては独立性の高い社外監査役2名と独立性の高い社外取締役2名を独立役員として選任しております。

### エ. 人財（人材）の育成

事業の継続的発展には人財の確保と成長が課題であり、めまぐるしく変化する企業を取り巻く環境に対し、「変化対応力」を備えた次世代経営幹部を育成し、いかなる状況にも対応出来る経営基盤を築いてまいります。

また、働き方改革を推進するため、人材活性化マニュアルの抜本的見直しを実施し、社員のモチベーションを高めるとともに、ひいては生産性向上、収益力向上を目指してまいります。

社内管理体制においても、コンプライアンス委員会、内部監査室を設置し、内部統制機能・監査機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに業務執行の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役の任期を1年と定め株主のみなさまからの信任を得られるようつとめております。

Ⅲ. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰ.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 7,177,511  | 流 動 負 債                 | 6,391,665  |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,322,339  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 3,400,514  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 4,512,157  | 短 期 借 入 金               | 1,089,900  |
| た な 卸 資 産         | 1,189,678  | 一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 720,000    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 55,080     | リ ー ス 債 務               | 59,054     |
| そ の 他             | 109,964    | 未 払 法 人 税 等             | 74,339     |
| 貸 倒 引 当 金         | △11,707    | 未 払 金                   | 665,093    |
| 固 定 資 産           | 9,714,279  | 賞 与 引 当 金               | 127,850    |
| 有 形 固 定 資 産       | 4,731,545  | そ の 他                   | 254,915    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 790,377    | 固 定 負 債                 | 2,685,951  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 1,816,183  | 社 債                     | 600,000    |
| 土 地               | 1,688,808  | 長 期 借 入 金               | 1,316,250  |
| リ ー ス 資 産         | 114,184    | リ ー ス 債 務               | 138,120    |
| 建 設 仮 勘 定         | 250,652    | 繰 延 税 金 負 債             | 470,742    |
| そ の 他             | 71,341     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 102,416    |
| 無 形 固 定 資 産       | 82,298     | 資 産 除 去 債 務             | 2,820      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 4,900,435  | そ の 他                   | 55,603     |
| 投 資 有 価 証 券       | 4,444,796  | 負 債 合 計                 | 9,077,616  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 109,081    | (純 資 産 の 部)             |            |
| そ の 他             | 347,718    | 株 主 資 本                 | 4,360,567  |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,160     | 資 本 金                   | 2,151,240  |
| 繰 延 資 産           | 4,584      | 資 本 剰 余 金               | 1,382,704  |
| 社 債 発 行 費         | 4,584      | 利 益 剰 余 金               | 1,793,644  |
| 資 産 合 計           | 16,896,374 | 自 己 株 式                 | △967,021   |
|                   |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 2,415,694  |
|                   |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,836,417  |
|                   |            | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 401,522    |
|                   |            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 177,755    |
|                   |            | 新 株 予 約 権               | 32,238     |
|                   |            | 非 支 配 株 主 持 分           | 1,010,259  |
|                   |            | 純 資 産 合 計               | 7,818,757  |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 16,896,374 |

# 連 結 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から）  
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                   | 金 額     | 金 額        |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 16,308,848 |
| 売 上 原 価               |         | 13,424,475 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,884,373  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,317,635  |
| 営 業 利 益               |         | 566,738    |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 12,493  |            |
| 受 取 配 当 金             | 75,144  |            |
| そ の 他                 | 52,335  | 139,972    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 35,957  |            |
| そ の 他                 | 128,075 | 164,032    |
| 経 常 利 益               |         | 542,678    |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 317     | 317        |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 542,995    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 174,750 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 28,231  | 202,980    |
| 当 期 純 利 益             |         | 340,014    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失       |         | △10,696    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |         | 350,711    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

|                              | 株 主 資 本   |           |           |          |                |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------------|
|                              | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 2,151,240 | 1,382,704 | 1,503,870 | △951,036 | 4,086,778      |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |           |          |                |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △54,117   |          | △54,117        |
| 従業員奨励及び福利基金                  |           |           | △6,820    |          | △6,820         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益          |           |           | 350,711   |          | 350,711        |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |           | △15,985  | △15,985        |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額（純額） |           |           |           |          |                |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —         | —         | 289,773   | △15,985  | 273,789        |
| 当連結会計年度末残高                   | 2,151,240 | 1,382,704 | 1,793,644 | △967,021 | 4,360,567      |

|                              | その他の包括利益累計額          |                       |                      |                         | 新 株<br>予 約 権 | 非 支 配<br>株 主 分 | 純資産<br>合 計 |
|------------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|--------------|----------------|------------|
|                              | その他有<br>価証券評<br>価差額金 | 為 替 換<br>算 調 整<br>勘 定 | 退職給付<br>に係る調<br>整累計額 | その他の包<br>括利益累計<br>額 合 計 |              |                |            |
| 当連結会計年度<br>期 首 残 高           | 1,660,889            | 591,232               | 206,507              | 2,458,629               | 28,813       | 1,136,601      | 7,710,821  |
| 当連結会計年度<br>変 動 額             |                      |                       |                      |                         |              |                |            |
| 剰余金の配当                       |                      |                       |                      |                         |              |                | △54,117    |
| 従業員奨励<br>及び福利基金              |                      |                       |                      |                         |              |                | △6,820     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益          |                      |                       |                      |                         |              |                | 350,711    |
| 自己株式の取得                      |                      |                       |                      |                         |              |                | △15,985    |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額（純額） | 175,527              | △189,710              | △28,753              | △42,935                 | 3,425        | △126,342       | △165,852   |
| 当連結会計年度<br>変 動 額 合 計         | 175,527              | △189,710              | △28,753              | △42,935                 | 3,425        | △126,342       | 107,937    |
| 当 連 結 会 計<br>年 度 末 残 高       | 1,836,417            | 401,522               | 177,755              | 2,415,694               | 32,238       | 1,010,259      | 7,818,757  |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 6 社
- ・ 連結子会社の名称 複合工業株式会社、ライニングコンテナ株式会社、台湾古林股份有限公司、上海古林国際印務有限公司、古林紙工（上海）有限公司、古林包装材料製造（上海）有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

- ・ 会社等の名称 金剛運送株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 関連会社金剛運送株式会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- ・ 時価のないもの 主として移動平均法による原価法

###### ロ たな卸資産の評価基準および評価方法

- ・ 製品 主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 商品、材料、仕掛品、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

###### ロ 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

- ハ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な繰延資産の処理方法
- 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり均等償却を実施しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
- 在外連結子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金
- ハ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ニ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ 退職給付に係る負債の計上基準
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ 消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ハ 連結納税制度
- 当社および国内連結子会社において連結納税制度を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 投資有価証券    | 475,729千円   |
| 土地        | 1,042,479千円 |
| 建物及び構築物   | 425,138千円   |
| 機械装置及び運搬具 | 673,624千円   |
| その他       | 4,022千円     |
| 計         | 2,620,992千円 |

###### ② 担保に係る債務

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 短期借入金                  | 550,000千円   |
| 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む） | 1,663,750千円 |
| 計                      | 2,213,750千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,125,873千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 17,768,203株

##### (2) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成28年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 27,059         | 2.50            | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日  |
| 平成28年11月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 27,058         | 2.50            | 平成28年9月30日 | 平成28年12月20日 |
| 計                    |       | 54,117         |                 |            |             |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資     | 1株当たり<br>配当金(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-----------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 26,805         | 利益<br>剰余金 | 2.50            | 平成29年<br>3月31日 | 平成29年<br>6月30日 |

##### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 157,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期資金を取締役会で承認された設備投資計画を基に、銀行借入や社債発行で調達しております。また、短期資金については、運転資金の必要に応じ銀行借入等で調達しております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等「(3) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の基本方針として、投機を目的としたデリバティブ取引を行わない方針であり、金利スワップ取引については借入金の支払利息を固定化するため金利ヘッジを行うものであります。

##### ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|                                | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|--------------------------------|--------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金                     | 1,322,339          | 1,322,339  | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金                  | 4,512,157          | 4,512,157  | —      |
| (3) 投資有価証券                     | 4,432,499          | 4,432,499  | —      |
| 資産計                            | 10,266,995         | 10,266,995 | —      |
| (1) 支払手形及び買掛金                  | 3,400,514          | 3,400,514  | —      |
| (2) 短期借入金                      | 1,089,900          | 1,089,900  | —      |
| (3) 未払法人税等                     | 74,339             | 74,339     | —      |
| (4) 未払金                        | 665,093            | 665,093    | —      |
| (5) 社債                         | 600,000            | 595,899    | △4,101 |
| (6) 長期借入金（一年内返済予定<br>長期借入金を含む） | 2,036,250          | 2,051,548  | 15,298 |
| 負債計                            | 7,866,096          | 7,877,294  | 11,197 |
| デリバティブ取引(*1)                   | —                  | —          | —      |

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は主に取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|--------|----------------|
| 非上場株式  | 3,097          |
| 関係会社株式 | 9,200          |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 1,322,339    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 4,512,157    | —                   | —                    | —            |
| 合計        | 5,834,496    | —                   | —                    | —            |

4. 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|                         | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 社債                      | —                   | 600,000             | —                   | —                   |
| 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。） | 560,000             | 370,000             | 321,250             | 65,000              |

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

631円99銭

(2) 1株当たり当期純利益

31円98銭

(注) 連結損益計算書に計上の親会社株主に帰属する当期純利益には、普通株主に帰属しないものが含まれております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)   |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産     | 4,695,856  | 流動負債         | 5,595,807  |
| 現金・預金    | 296,701    | 支払手形         | 162,391    |
| 受取手形     | 233,057    | 買掛金          | 2,784,566  |
| 売掛金      | 3,383,872  | 短期借入金        | 1,010,000  |
| 製品・商品    | 324,087    | 一年内返済予定長期借入金 | 720,000    |
| 材料・貯蔵品   | 20,949     | リース債務        | 59,054     |
| 仕掛品      | 115,634    | 未払金          | 554,831    |
| 繰延税金資産   | 26,861     | 未払費用         | 58,875     |
| その他の     | 295,847    | 未払法人税等       | 52,000     |
| 貸倒引当金    | △1,153     | 賞与引当金        | 112,000    |
| 固定資産     | 9,842,268  | その他の         | 82,091     |
| 有形固定資産   | 3,236,378  | 固定負債         | 2,805,977  |
| 建物       | 490,743    | 社債           | 600,000    |
| 構築物      | 21,007     | 長期借入金        | 1,316,250  |
| 機械装置     | 796,339    | リース債務        | 138,120    |
| 車両運搬具    | 6,680      | 繰延税金負債       | 545,902    |
| 工具器具備品   | 38,028     | 退職給付引当金      | 147,283    |
| 土地       | 1,574,953  | 資産除去債務       | 2,820      |
| リース資産    | 114,184    | その他の         | 55,603     |
| 建設仮勘定    | 194,443    | 負債合計         | 8,401,784  |
| 無形固定資産   | 9,497      | (純資産の部)      |            |
| 投資その他の資産 | 6,596,393  | 株主資本         | 4,272,269  |
| 投資有価証券   | 4,435,596  | 資本金          | 2,151,240  |
| 関係会社株式   | 506,971    | 資本剰余金        | 1,382,704  |
| 関係会社出資金  | 1,348,675  | 資本準備金        | 380,994    |
| その他の     | 306,311    | その他資本剰余金     | 1,001,710  |
| 貸倒引当金    | △1,160     | その他資本剰余金     | 1,000,000  |
| 繰延資産     | 4,584      | 自己株式処分差益     | 1,710      |
| 社債発行費    | 4,584      | 利益剰余金        | 1,705,346  |
| 資産合計     | 14,542,707 | 利益準備金        | 244,661    |
|          |            | その他利益剰余金     | 1,460,684  |
|          |            | 繰越利益剰余金      | 1,460,684  |
|          |            | 自己株式         | △967,021   |
|          |            | 評価・換算差額等     | 1,836,417  |
|          |            | その他有価証券評価差額金 | 1,836,417  |
|          |            | 新株予約権        | 32,238     |
|          |            | 純資産合計        | 6,140,923  |
|          |            | 負債・純資産合計     | 14,542,707 |

# 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                 | 金 額     | 金 額        |
|---------------------|---------|------------|
| 売 上 高               |         | 12,532,008 |
| 売 上 原 価             |         | 10,726,908 |
| 売 上 総 利 益           |         | 1,805,100  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |         | 1,516,508  |
| 営 業 利 益             |         | 288,592    |
| 営 業 外 収 益           |         |            |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金     | 277,554 |            |
| そ の 他               | 47,796  | 325,349    |
| 営 業 外 費 用           |         |            |
| 支 払 利 息             | 36,388  |            |
| そ の 他               | 83,811  | 120,199    |
| 経 常 利 益             |         | 493,742    |
| 特 別 利 益             |         |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益     | 317     | 317        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 494,060    |
| 法人税、住民税及び事業税        | 86,664  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 36,825  | 123,489    |
| 当 期 純 利 益           |         | 370,570    |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本     |            |                    |                       |                |            |                    |                |                |             |
|-----------------------------|-------------|------------|--------------------|-----------------------|----------------|------------|--------------------|----------------|----------------|-------------|
|                             | 資 本 金       | 資 本 剰 余 金  |                    |                       |                | 利 益 剰 余 金  |                    |                | 自 己 式<br>株 資 合 | 株 主 本 計     |
|                             |             | 資 本 備<br>金 | そ の 他 資 本<br>剰 余 金 |                       | 資 本 剰 余<br>金 計 | 利 益 備<br>金 | そ の 他 利<br>益 剰 余 金 | 利 益 剰 余<br>金 計 |                |             |
|                             |             |            | そ の 他 資<br>本 剰 余 金 | 自 己 株<br>式 処 分<br>差 益 |                |            | 繰 越 利 益<br>剰 余 金   | 利 益 剰 余<br>金 計 |                |             |
| 当 期 首 残 高                   | 2, 151, 240 | 380, 994   | 1, 000, 000        | 1, 710                | 1, 382, 704    | 244, 661   | 1, 144, 232        | 1, 388, 893    | △951, 036      | 3, 971, 801 |
| 当 期 変 動 額                   |             |            |                    |                       |                |            |                    |                |                |             |
| 剰余金の配当                      |             |            |                    |                       |                |            | △54, 117           | △54, 117       |                | △54, 117    |
| 当期純利益                       |             |            |                    |                       |                |            | 370, 570           | 370, 570       |                | 370, 570    |
| 自己株式の取得                     |             |            |                    |                       |                |            |                    |                | △15, 985       | △15, 985    |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) |             |            |                    |                       |                |            |                    |                |                |             |
| 当期変動額合計                     | —           | —          | —                  | —                     | —              | —          | 316, 453           | 316, 453       | △15, 985       | 300, 468    |
| 当 期 末 残 高                   | 2, 151, 240 | 380, 994   | 1, 000, 000        | 1, 710                | 1, 382, 704    | 244, 661   | 1, 460, 684        | 1, 705, 346    | △967, 021      | 4, 272, 269 |

|                         | 評価・換算差額等         |                        | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|------------------------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 1,660,889        | 1,660,889              | 28,813 | 5,661,503 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        |        | △54,117   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        |        | 370,570   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                        |        | △15,985   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 175,527          | 175,527                | 3,425  | 178,953   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 175,527          | 175,527                | 3,425  | 479,421   |
| 当 期 末 残 高               | 1,836,417        | 1,836,417              | 32,238 | 6,140,923 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準および評価方法
  - ・ 製品 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・ 商品、材料・貯蔵品、仕掛品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法によっております。  
ただし、滝野工場ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法によっております。
- ③ リース資産
  - ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

- 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり均等償却を実施しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (5) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

##### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

##### ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響は軽微であります。

## 3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 投資有価証券 | 475,729千円   |
| 土地     | 1,042,479千円 |
| 建物     | 404,450千円   |
| 構築物    | 20,688千円    |
| 機械装置   | 673,624千円   |
| 工具器具備品 | 4,022千円     |
| 計      | 2,620,992千円 |

#### ② 担保に係る債務

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 短期借入金                  | 550,000千円   |
| 長期借入金(一年内返済予定長期借入金を含む) | 1,663,750千円 |
| 計                      | 2,213,750千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,681,828千円

### (3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して保証を行っております。

|              |          |
|--------------|----------|
| 古林紙工(上海)有限公司 | 80,000千円 |
|--------------|----------|

### (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 272,969千円 |
| ② 短期金銭債務 | 336,248千円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |      |             |
|------------|------|-------------|
| 営業取引による取引高 | 仕入高等 | 2,951,155千円 |
| 営業取引以外の取引高 |      | 47,374千円    |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

(単位：株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 6,944,450  | 101,666    | —          | 7,046,116 |

(注) 自己株式の増加101,666株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得99,000株および単元未満株式の買取2,666株による増加であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

|             |           |
|-------------|-----------|
| 退職給付引当金     | 45,154千円  |
| 退職給付引当金（信託） | 120,735千円 |
| その他         | 249,311千円 |
| 小計          | 415,201千円 |
| 評価性引当額      | △76,546千円 |
| 合計          | 338,655千円 |

繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △808,954千円 |
| その他          | △48,741千円  |
| 合計           | △857,695千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △519,041千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員および個人主要株主等

| 種 類                       | 会社等の名称又は氏名         | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容           | 取引金額(千円) | 科 目   | 期 末 残 高(千円) |
|---------------------------|--------------------|-------------------|-----------|-----------------|----------|-------|-------------|
| 役員およびその近親者                | 古 林 楯 夫            | (被所有)<br>直接 2     | —         | (注)1<br>自己株式の取得 | 15,543   | —     | —           |
| 役員およびその近親者が議決権の過半数を所有する会社 | (注)2<br>古 林 株式 会 社 | (被所有)<br>直接 1     | 事務所の賃借    | (注)3<br>賃借料     | 15,809   | 差入保証金 | 43,111      |

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 自己株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による買付であります。
2. 当社代表取締役古林敬碩およびその近親者が100%を直接所有しております。
3. 事務所の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて賃借料を決定しております。
4. 古林株式会社との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
5. 取引金額は消費税等抜きの金額であります。

### (2) 子会社および関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称        | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取 引 の 内 容 | 取 引 金 額(千円) | 科 目   | 期 末 残 高(千円) |
|-----|---------------|-------------------|-----------|-----------|-------------|-------|-------------|
| 子会社 | ライニングコンテナ株式会社 | (所有)<br>直接 100    | 資金の貸付     | 資金の貸付     | 1,238,402   | 短期貸付金 | 6,097       |

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. ライニングコンテナ株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 取引金額は消費税等抜きの金額であります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 569円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円35銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 4 月 28 日

古林紙工株式会社  
取締役会 御中

ネクサス監査法人

代 表 社 員 公認会計士 原 田 充 啓 ⑩  
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 高 谷 和 光 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古林紙工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 4 月28日

古林紙工株式会社  
取締役会 御中

### ネクサス監査法人

|                |       |           |
|----------------|-------|-----------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原 田 充 啓 ⑩ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 谷 和 光 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古林紙工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月1日

古林紙工株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 啓 之 (印)

社外監査役 吉 村 勲 (印)

社外監査役 鈴 木 節 男 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

第87期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は26,805,218円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

6,000,000株

### 5. その他

本議案にかかる株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動などの要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生じる旨の附則を設け、効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                | 変 更 案                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>6,000万株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600</u><br><u>万株</u> とする。                                                                                |
| (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> と<br>する。       | (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす<br>る。                                                                                              |
| (新 設)                                                  | <u>附則</u><br><u>第1条 第6条（発行可能株式総数）およ</u><br><u>び第8条(単元株式数)の変更は、</u><br><u>平成29年10月1日をもって効力を</u><br><u>生じるものとし、同日をもって本</u><br><u>附則を削除する。</u> |

#### 第4号議案 取締役8名選任の件

現任取締役8名は本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | ふる ばやし たか ひろ<br>古 林 敬 碩<br>(昭和17年9月26日生) | 昭和41年3月 当社入社<br>昭和57年7月 当社取締役<br>昭和61年7月 当社常務取締役<br>平成6年6月 当社専務取締役<br>平成12年6月 当社取締役副社長<br>平成18年4月 当社代表取締役社長<br>平成24年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）<br>平成26年6月 当社社長執行役員<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>複合工業株式会社代表取締役<br>ライニングコンテナ株式会社代表取締役<br>台湾古林股份有限公司董事長<br>上海古林国際印務有限公司董事長<br>古林紙工（上海）有限公司董事長<br>古林包装材料製造（上海）有限公司董事長 | 334,000株           |
| 2          | ふる ばやし まさ たか<br>古 林 雅 敬<br>(昭和52年2月4日生)  | 平成11年4月 当社入社<br>平成21年3月 当社開発本部長兼MD部長（現任）<br>平成21年6月 当社取締役<br>平成23年4月 当社設計計画部長（現任）<br>平成24年4月 当社第2営業本部長兼技術部長<br>平成25年11月 当社常務取締役<br>当社営業本部長（現任）<br>平成26年6月 当社取締役 常務執行役員<br>平成27年6月 当社取締役 専務執行役員<br>平成28年4月 当社取締役 副社長執行役員<br>現在に至る                                                                        | 143,200株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3          | みやざき はる お 雄<br>宮 崎 明 雄<br>(昭和22年3月3日生)   | 昭和45年2月 当社入社<br>平成19年6月 当社執行役員経理部長<br>平成22年6月 当社取締役 国内グループ 統括経理部長<br>平成26年4月 当社統括管理本部長<br>経理・総務・情報システム担当 (現任)<br>平成26年6月 当社取締役 常務執行役員<br>現在に至る | 33,000株            |
| 4          | みやざき まさ ゆき<br>宮 崎 正 之<br>(昭和32年7月27日生)   | 昭和56年4月 当社入社<br>平成21年3月 当社購買部長<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成24年4月 当社生産本部長<br>平成26年4月 当社購買本部長 (現任)<br>平成26年6月 当社取締役 執行役員<br>現在に至る                      | 25,000株            |
| 5          | くわ た てつ お 夫<br>桑 田 哲 夫<br>(昭和33年9月12日生)  | 平成2年9月 当社入社<br>平成21年3月 当社経理部次長<br>平成24年4月 当社滝野工場長<br>平成26年4月 当社生産本部長 (現任)<br>平成26年6月 当社取締役 執行役員<br>現在に至る                                       | 23,000株            |
| 6          | ふる ばやし よし たか<br>古 林 能 敬<br>(昭和53年6月21日生) | 平成22年12月 弁護士登録<br>平成23年1月 大船法律事務所 (現 弁護士法人プロフ<br>ェッション) 入所<br>平成26年6月 当社取締役内部監査担当 (現任)<br>平成28年1月 関内法律事務所 入所<br>現在に至る                          | 120,000株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7          | ど てうち きよ つぐ<br>土堤内 清 嗣<br>(昭和24年10月18日生) | <p>昭和48年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行</p> <p>平成10年5月 同行東京営業本部第二部長</p> <p>平成14年1月 UFJスタッフサービス株式会社(現三菱UFJスタッフサービス株式会社) 代表取締役</p> <p>平成16年4月 株式会社ソフト99コーポレーション 入社<br/>管理本部長兼人事企画室長</p> <p>平成16年6月 同社取締役 管理本部長兼人事企画室長</p> <p>平成17年6月 同社常務取締役 マーケティング本部長<br/>兼管理本部長兼人事企画室長</p> <p>平成20年4月 同社専務取締役</p> <p>平成22年6月 同社退任</p> <p>平成23年6月 当社社外監査役</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役<br/>現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>アーバンライフ株式会社社外監査役</p> | 0株                 |
| 8          | なか にし よし まさ<br>中 西 克 誠<br>(昭和17年9月29日生)  | <p>昭和43年4月 浦賀重工業株式会社(現住友重機械工業株式会社) 入社</p> <p>平成9年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌(現サノヤスホールディングス株式会社) 入社</p> <p>平成9年6月 同社取締役</p> <p>平成11年4月 同社常務取締役</p> <p>平成12年4月 同社代表取締役専務</p> <p>平成15年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>平成19年6月 同社特別顧問</p> <p>平成20年6月 同社退任</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役<br/>現在に至る</p>                                                                                                                                                | 0株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土堤内清嗣氏および中西克誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土堤内清嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関で培われた専門知識と会社役員としての経験を活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 中西克誠氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる会社役員としての経験を活かしていただけるものと判断したためであります。
5. 土堤内清嗣氏および中西克誠氏は、現在、当社の社外取締役であります、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、土堤内清嗣氏が2年、

当社の社外監査役であった期間4年と合わせて6年、中西克誠氏が2年となります。

6. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。また、両氏の再任が承認可決された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は土堤内清嗣および中西克誠の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 土堤内清嗣氏は過去に当社の社外監査役でありました。中西克誠氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であった事実はありません。
  - ・ 土堤内清嗣および中西克誠の両氏は、現在または過去5年間に会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であった事実はありません。
  - ・ 両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定または過去2年間に受けていた事実はありません。
  - ・ 両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                       | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | かわ もと ひろ あき<br>川 本 博 章<br>(昭和28年6月1日生) | 昭和52年3月 当社入社<br>平成10年3月 当社営業本部営業第3部 課長<br>平成25年11月 当社嘱託<br>現在に至る                                | 1,832株             |
| 2         | よし だ ゆき かず<br>吉 田 之 計<br>(昭和29年5月15日生) | 平成元年4月 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所<br>平成5年4月 吉田之計法律事務所開設(現)<br>平成15年6月 当社監査役<br>平成23年6月 当社監査役退任<br>現在に至る | 0株                 |

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 吉田 之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  3. 吉田 之計氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  4. 吉田 之計氏は過去に当社の社外監査役でありました。
  5. 吉田 之計氏が社外監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の第78回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成26年6月27日開催の第84回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）、その有効期限は、平成29年6月29日開催予定の第87回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、現行プラン継続の是非も含めその在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成29年5月2日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、現行プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しましたので、お諮りするものであります。

継続にあたっては、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的な内容に変更はございません。

承認の対象となる本プランの詳細は下記のとおりです。また、会社の支配に関する基本方針につきましては、本招集ご通知17頁から20頁に記載しておりますのでご参照ください。

### 本プランの内容

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

（本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。）

#### 2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。（いずれについてもあらかじめ当

社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）をいいます。

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規定（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。なお、本定時株主総会終結の時以降の独立委員には現委員である当社、社外取締役の土堤内清嗣氏、社外監査役の吉村勲氏の2名と社外有識者として弁護士の吉田之計氏が引き続き就任する予定です。（略歴につきましては別紙3をご参照くださ

い。)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、本プランにかかる重要な判断に際しては、当社取締役会は独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による評価検討を受け、対抗措置発動の是非を問う株主総会が開催される場合には、この株主総会終了後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

##### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

##### (2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10 営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろそろまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された必要情報は、株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、独立委員会に対しても必要情報を提出し、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を求めたにもかかわらず、大規模買付者から必要情報の一部について提供がされない場合でも、大規模買付者から必要情報の一部が提供されないことについての合理的な説明がある場合には、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終えることとし、その旨を公表するとともに下記（３）の大規模買付行為についての評価・検討を開始する場合があります。

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。評価の結果、対抗措置の実施が必要と判断される場合には、その後30日以内に株主総会を開催し、株主のみなさまのご意思を確認させていただきます。従って、大規模買付行為は、株主総会が開催されない場合には取締役会評価期間終了後にのみ、株主総会が開催される場合にはこの株主総会決議後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うため必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを、株主総会を開催して株主のみなさまにご提案し、その過半数の賛意をもって決することといたします。ただし、大規模買付の進展状況に応じて、取締役会が速やかな実行が不可避と判断した場合には、取締役会決議により実行します。この場合は事後、同時点での現任取締役への信任を確認することを議案とする株主総会を開催し、株主のみなさまの賛否を確認することといたします。

当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主のみなさまにおいて、当該買付提

案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ株主総会の過半数の賛意を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主のみなさまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適當であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑦ 当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主のみなさまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主のみなさまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主のみなさまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主のみなさまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主のみなさまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組

み上、株主のみなさま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。以下同様の定義で株主のみなさまと表記します。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを株主総会にお諮りすることまたは対抗措置をとることを決定した場合は、法令および証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主のみなさまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主のみなさまに対し、別途ご自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本定時株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

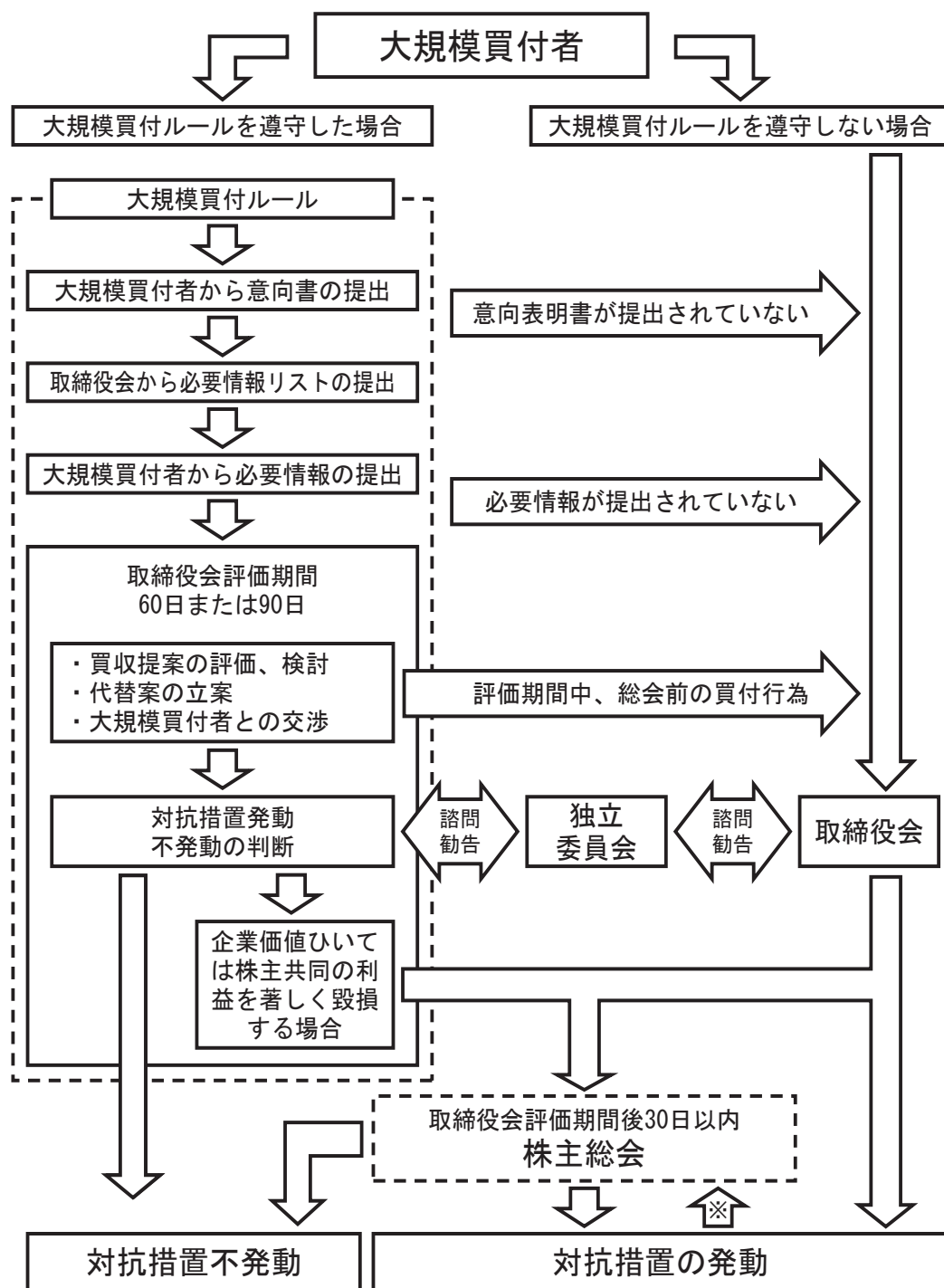
ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合に限り、株主のみなさまに不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

以 上

(別紙1) 本プランの概要



※総会決議を経ずに発動の場合は、事後、当該経営判断に関して株主の賛意を確認するべく、同時点の取締役の信任を株主総会にて確認

(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

(別紙2)

## 独立委員会規定の概要

### 1. 独立委員会の設置

独立委員会は当社取締役会の決議により大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その客観性、公正さおよび合理性を担保することを目的として設置される。

### 2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員の業務執行からの独立に関しては、本人または3親等以内の血縁者が過去3年以内に当社従業員または取締役としての業務経験が無く、かつ任期中および退任後3年以内に本人または同様の近親者が当社の業務に従事する予定が無いことを条件とする。また社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

### 3. 独立委員会への委任事項

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

### 4. 独立委員会による外部専門家利用

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

### 5. 独立委員会の決議

独立委員会は3名以上の出席を持って成立とし、独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

吉田 之計

### 略歴

|       |    |                    |
|-------|----|--------------------|
| 平成 元年 | 4月 | 弁護士登録 久保井総合法律事務所入所 |
| 平成 5年 | 4月 | 吉田之計法律事務所開設 (現)    |
| 平成15年 | 6月 | 当社社外監査役            |
| 平成23年 | 6月 | 当社社外監査役 退任         |
| 平成25年 | 4月 | 大阪弁護士会副会長          |
| 平成26年 | 3月 | 大阪弁護士会副会長 退任       |

吉村 勲

### 略歴

|          |    |                         |
|----------|----|-------------------------|
| 昭和48年    | 9月 | 公認会計士開業登録               |
| 昭和57年    | 2月 | 吉村勲公認会計士事務所開設 (現)       |
| 平成10年11月 |    | ネクサス監査法人設立・代表社員         |
| 平成15年    | 2月 | 大阪有機化学工業株式会社 社外監査役 (現任) |
| 平成18年    | 7月 | ネクサス監査法人退社              |
| 平成23年    | 6月 | 当社社外監査役 (現任)            |

土堤内清嗣

### 略歴

|       |    |                                      |
|-------|----|--------------------------------------|
| 昭和48年 | 4月 | (株)三和銀行 (現 (株)三菱東京UFJ銀行) 入行          |
| 平成10年 | 5月 | 同行 東京営業本部 第二部長                       |
| 平成14年 | 1月 | UFJスタッフサービス (株)                      |
|       |    | (現 三菱UFJスタッフサービス (株)) 代表取締役          |
| 平成16年 | 4月 | (株)ソフト99コーポレーション 入社                  |
|       |    | 管理本部長兼人事企画室長                         |
| 平成16年 | 6月 | 同社 取締役 管理本部長兼人事企画室長                  |
| 平成17年 | 6月 | 同社 常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長<br>兼人事企画室長 |
| 平成20年 | 4月 | 同社 専務取締役                             |
| 平成22年 | 6月 | 同社 退任                                |
| 平成23年 | 6月 | 当社社外監査役                              |
| 平成25年 | 6月 | アーバンライフ株式会社 社外監査役 (現任)               |
| 平成27年 | 6月 | 当社社外監査役 退任                           |
| 平成27年 | 6月 | 当社社外取締役 (現任)                         |

上記の各委員予定者と当社との間には特別な利害関係はありません

なお、社外取締役土堤内清嗣氏および社外監査役吉村勲氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

(別紙 4)

#### 新株予約権無償割当の概要

##### 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

##### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

##### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

##### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

##### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

##### 6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。なお、詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

##### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.



- ・ 地下鉄堺筋線「北浜」駅                      5番出口より徒歩約10分
- ・ 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅              12番出口より徒歩約10分
- ・ 地下鉄中央線「堺筋本町」駅              1番出口より徒歩約10分